

感染予防のため、このサンプル又は各業界団体が示したガイドラインを踏まえ各店舗の実情に応じて、実施できる項目を選んで実践している店舗は、県が作成した「ガイドライン実践宣言の店」のチラシを掲示しても構いません。

【「新しい生活様式」に対応するためのサンプル】

【接待を伴う飲食店向け】

I 適切な感染予防対策の実施、感染リスクの高い状況の回避		
	項目	Check
1	体調不良の方が入店しないように、ポスター等による掲示や呼びかけの工夫を行っているか。	
2	入店時に体温の測定又は、症状の有無を確認しているか。 (具合の悪い方は入店を認めない。)	
3	感染拡大している国や地域へ14日以内に訪問している方はいないか。	
4	店舗等に入る際の手洗いの実施又は、アルコール等による手指消毒液を設置し、ポスター等による掲示や呼びかけをしているか。	
5	主に手が触れる場所を消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有した消毒液で定期的に拭き取りしているか。 (例) ドアノブ、机、棚など	
6	下記のような、飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行っているか。 ・客の横に座るなどの接待を行わない。 ・客と客の間は、手が届く範囲以上の距離(少なくとも1m前後を目安)を保つ(対面ではなく横並びで座り、一席ずつ空ける)。 ・歌を歌うなど大きい声を発するサービスを提供する際は、感染予防対策を行っているか。 (例) 「人を前にして歌わない」 「マイクは、一人が使用すごとに消毒する」 ・ジェットタオルの停止、共有タオルの禁止	
7	下記のような、接触感染等を防ぐための徹底した対策を行っているか。 ・お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避ける。 ・手や口が触れるもの(コップ、箸等)は、適宜洗浄する等特に注意する。 ・共有物の適正な管理又は消毒の徹底をしているか。	
8	換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施しているか。	
9	定期的に外気を取り入れる換気(扉の開放など)を実施しているか。	
II 感染が発生した場合の入店者への確実な連絡と行政機関による調査への協力		
1	感染者が出た場合に連絡を取れるようにしているか。	
III 従業員等の感染予防対策の徹底		
1	出勤時に従業員に対する検温、体調管理の徹底 こまめな手洗い、うがいの促進	
2	接待する者を含め従業員全てのマスク着用	
3	職員のユニフォームや衣服のこまめな洗濯	
IV その他		
1	食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をしているか。	
2	飲食等でマスクを外す場合、着用後のマスクには感染リスクがあることを踏まえて、外したマスクの内側や外側がほかの人や物に触れないように清潔な袋などにしまうよう、ポスター等による掲示や呼びかけをしているか。	